

第5回 外国法事務弁護士制度に係る検討会 議事録

第1 日 時 平成27年7月22日（水） 自 午前 9時58分
至 午前11時44分

第2 場 所 弁護士会館2階講堂「クレオ」C

第3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

第4 議 事（次のとおり）

議 事

○中島官房付 皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第5回の外国法事務弁護士制度に係る検討会を開催させていただきます。

本日は、大村雅彦委員、それから陳天華委員が所用により欠席をされております。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いいたします。

○松下座長 おはようございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配付資料について御説明をお願いします。

○中島官房付 本日の資料としましては、こちらの「職務経験要件に関する論点整理と考える方向性」という資料をお配りしておりますので、御確認ください。

○松下座長 資料は1部ですね。

○中島官房付 はい。

○松下座長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして、本日の議事進行ですが、本日はまず、事務局において論点ごとにこれまでの議論の状況について資料として取りまとめてもらいましたので、今お手元にあるものですが、説明をしていただくとともに、併せて職務経験要件に関して法域ごとに異なる対応を行うことについて、WTOの最恵国待遇との関係から説明をしていただきます。

引き続いて、崎村委員から第2回会議で連合王国の制度について御説明いただいた際に、委員の皆様から出た質問に対し、補充で回答されるということですので、その点の御説明をお願いしたいと存じます。その後で、前回同様論点を幾つかに分けて、委員の皆様にもさらなる意見交換を行っていただきたいと思います。

なお、この会場の音の響き方次第では、御発言が聞き取りにくいという場合もあり得ないではないので、可能な範囲においてですが、ゆっくりと明瞭に御発言いただけますと大変助かります。よろしくお願いいたします。

それでは、まず法務省から説明をお願いいたします。

○中島官房付 それでは、まず本日の配付資料について御説明いたします。本日は、「職務経験要件に関する論点整理と考える方向性」ということで資料をお配りしております。こちらは、前回お配りいたしました論点整理の紙をもとに作成したものでございますが、それぞれの論点につきまして、考える方向性、例えば職務経験であれば職務経験が必要とする立場、あるいは不要とする立場、それぞれの立場からこれまでの意見交換の中で出てきました御意見をまとめたものでございますので、本日の意見交換に際しても適宜こちらを御参照いただければと存じます。

続きまして、WTOの最恵国待遇との関係について若干御説明申し上げます。これまでの検討会の意見交換の中で、日本の外弁制度を検討するに当たりましては、各国の弁護士制度が様々であるので、その制度に着目しまして、国や法域別に職務経験要件の対応を変えてはどうかという御意見も出てきたところでございます。例えばある特定の国の弁護士資格については、ほかの国や法域の弁護士資格と比べて、外弁法に定める職務経験要件や承認の基準を緩和するといった取扱いが可能かどうかというやりとりが出てきておりました。これに関しまして、事務局において国際約束との関係について整理をいたしましたので、その点について御説明をいたします。

まず、日本は、外国法事務弁護士が提供するサービスにつきまして、WTO協定の一部を構成しますGATS、サービスの貿易に関する一般協定の約束表におきまして、自由化に関する約束を行っているところでございます。この自由化の約束に関しましては、GATSにおける最恵国待遇の原則が適用されることとなっております。我が国はほかの加盟国のサービス、あるいはサービス提供者に対して、ほかの国の同種のサービス、あるいはサービス提供者に与える待遇よりも不利ではない待遇を与えなければならないこととされております。これが一般に最恵国待遇と呼ばれているものでございます。

したがって、日本が外国弁護士を受け入れるに当たりましては、WTOに加盟している161の国や地域につきまして、全て同等の取扱いをしなければいけないということが原則となっております。そのため、これまで一部御意見をいただいておりますような、国や法域別に職務経験要件を変えていくということは、現実的にはなかなか難しい面があるのではないかと事務局としては考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○松下座長 ありがとうございます。続きまして、崎村委員から御説明をお願いいたします。

○崎村委員 では、私の方から御説明申し上げます。

まず、前回少しお話いたしましたけれども、私がお話したときに出た御質問の中で、ローヤー、アトニーという役職名をイギリスで使えるかどうかに関しては、使えます。使ってはいけないのが、ソリシター、またはバリスターといういわゆる英国法の資格の役職名を、それを持っていない人が使うということは禁止されています。

あと、今ちょうどWTOの話が出ましたが、前回私がお話したときに申しあげましたレジスタード・フォーリン・ローヤー、RFLというシステムがあったかと思いますが、それに関して様々な国の法域における判断を別々にしているというお話があって、これに関して私の方からWTO上の問題があるのではないかとということをお聞きしたのですが、それに関してSRAからの回答としては以下のとおりです。まず、透明性が高い認定方法を使用しているため、WTO上問題があるとは思っていない。その認定方法というのは透明性が高く、また、それを発表しているのも、それは以下のとおりである。

まずは、ほかの法域の外国法弁護士資格がイングランドやウェールズにおけるソリシターの資格に類似するものかどうか。例えば当該外国法弁護士資格保持者が、その法域において法廷の弁護士として出廷できるかどうか。それから2番目が、ソリシターと同等のトレーニングを受けているかどうか。例えば大学卒業以上。あとは、行動規範があり、それがSRAが認めるようなものであるか。例えば助言の独立性など。それから、その国における外国法弁護士資格所持者が規制の対象であるかどうか。また、懲戒処分の対象であるか。こういったことをチェックしているということです。また、RFL登録に際し問題があるのは、大抵の場合はその法域における弁護士という役職が規制の対象でないか、またはソリシターなどの開業を認めてないか、どちらかの場合のことが多いと申しあげました。

それから、あまりつながりがないですけれども、RFLがSRAの処分を受けたことがあるかどうかという御質問がありまして、それは認識していないそうです。なお、レジスタード・ヨーロッパ・ローヤーに関しては若干あるけれども、それは大抵の場合イギリスにおける事業を閉めた後に、適切な解散をしなかったなどというマイナーな違反であるということです。

最後に、大きな方のマクロのお話になるのですが、イギリスにおいて外国法弁護士に特に登録義務などを課さずに法律業務を行うことを許可している制度の背景ということですが、これは前に少しお話が出ましたが、その背景というのは、もともとイングランド、ウェールズにおいてソリシターのみに留保された法律業務が限定されていますが、それ以外のことに関しては登録義務などを課していないので、外国の弁護士に関しても、留保された法律業務以外のことをイギリス国内でやることに関して、特に登録義務などを課していないというお話です。

○松下座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の意見交換の進行について御説明いたします。まず、事務局から説明がありましたとおり、法域によって職務経験要件について差異を設けるということについては、WTOの最恵国待遇との関係で現実的には難しいということのようです。今後制度改正につなげるかどうかという観点から実のある議論をしていただくためには、職務経験の要否、あるいは年数について、全ての法域で同一の基準を適用するという前提で議論をしていただく方がよろしいかと思います。そのような扱いでよろしいでしょうか。

○崎村委員 それでよろしいのですが、正直申しますと、イギリスですとかイギリスのトレーニングの方式を持っている国におきましては、そういった意味では、運営の仕方によっては何か変えられるのであれば、それはぜひお考えいただきたいところです。何度も申し上げておりますけれども、イギリスの制度では資格を取るまでに2年間の実務経験が必要です。それが今実質数えられていません。それに関しては、何か制度上ということではなく、運営上変えることができれば、それはぜひ考えていただきたいとは思っております。これはイギリスのみならず、イギリスと同じようなトレーニングメソッドを持っている国ではみんなそうだと思います。

○松下座長 ありがとうございます。今崎村委員から御説明もありましたとおり、あるいは制度の運用の問題なのかもしれませんが、どういう運用があり得るかも含めて念頭に置きながら御議論いただければと存じます。

本日の意見交換は、3つのパートに分けて行いたいと考えております。前回までの検討会では、外国の弁護士資格以外に何らかの制度的な担保が必要か、また、現行の職務経験要件は制度的担保として合理的なものかといった点について、特に多くの御意見を頂戴したところでございます。一方で、労務提供に関する論点や特区に関する論点については、時間の関係もあり、先の論点と比べますと十分な議論が尽くされていないようにも思われます。

そこで、本日の検討会では、まず第1に労務提供に関する論点について議論していただき、その後第2に特区に関する議論、論点について意見交換を行っていただきたいと考えております。それぞれの論点について、おおむね30分ずつを目安に御議論いただければと思います。このような形で職務経験要件に関する論点を一通り議論していただいた後で、3つ目ですが、残された時間については改めて全体を通してより深掘りすべき点、あるいは議論がなおされていない点に関して御発言をお願いしたいと思います。前回同様ですが、今申し上げた時間配分はあくまで目安でございます。議論の状況を見ながら進行させていただきたいと思います。

また、最後にもお伝えしますが、本検討会の進行に関して、次回以降は外国法事務弁護士と弁護士とがともに社員となる法人、いわゆるB法人に関して議論を行うことを予定してお

り、職務経験要件に関する議論は一旦一区切りつけることにしたいと考えております。B法人に関する論点の後に、改めて全体として検討会の議論を取りまとめていく中で、職務経験要件に関して議論する機会もあろうかとは思いますが、このようなスケジュールを踏まえつつ、御発言をいただければ幸いです。

それでは、最初に、本日の資料で言うところの3ページになりますが、「労務提供期間の在り方」について、この点を中心に意見交換をお願いしたいと存じます。これまでと同じですが、どなたからでも、どの点からでも構いませんので御発言をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

○**レブラン委員** レブランですけれども、この資料の2番目の項目「職務経験の在り方」b)の2点目の論点については、若者がどこでスタートできるかは労務提供の問題だと思いますので、3番目の項目「労務提供期間の在り方」に移動した方がいいのではないかと考えております。海外でスタートしなくてはならないとかの理由は、1年を上限とする日本の労務を認めることでございますので。

○**松下座長** ありがとうございます。今の御発言は、仮に職務経験要件3年の中に労務提供3年を丸々カウントできるのであれば、一旦海外に行く必要はなくなるのではないかという御趣旨と理解してよろしいですか。

○**レブラン委員** そのとおりです。

○**松下座長** ありがとうございます。今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○**レブラン委員** すいません、ちょっと補足させていただきたいのですけれども。

○**松下座長** どうぞ。

○**レブラン委員** 今、外国法事務弁護士の法律事務所の費用とかは記載されていますけれども、それだけではなく、顧客に不利に働く費用もあると思います。一番効率的なチームの体制とかがとれないことがありましたり、日本のアソシエイトが海外に行かなくてはならないので、サービスの水準も落ちるということもあると思いますので、それを加えた方がいいと思っております。

○**松下座長** ありがとうございます。今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○**出井委員** 出井です。前回までに申し上げたことの確認がかなりあるわけですが、もう一度申し上げておきたいと思います。

まず、先ほど御説明があったとおり、今日は議事進行の都合で3の「労務提供期間の在り方」から入るということですが、議論の前提を確認しておきたいのですが、労務提供期間の在り方を議論するという場合、とりあえず1と2についても色々な御意見があるということは承知しておりますけれども、一応職務経験要件が担保措置として必要であり、合理的であるという前提で議論をすることになるのだと思います。

その前提でいきますと、職務経験要件は論点整理のペーパーで言うところの2のa)の1ポツ目ですか、職務経験要件が一応合理性のある担保措置であるということの根拠として挙げられている「原資格国で懲戒処分を受けずに一定期間業務を行ったという事実は、その間能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとして、経験則上一定の合理性がある」、これは私も述べた意見ですが、単なる個人的な意見ということだけではなく、立法担当者の説明がこうなっていたという理解です。したがって、これを前提にいわゆる労務提供期間の算入の是非を議論すべきであると思っております。

その上でですけれども、日本におけるいわゆる労務提供期間が一定限度で算入できる、これが認められている根拠ですが、これもこれまでの検討会で私を含め何人かの方が述べられたとおり、原資格国における法曹資格に基づく法律事務と、日本におけるいわゆる労務提供は質的に異なるという前提がある。しかし、その前提にもかかわらず、職務上一定のある程度の類似性があるということで、政策的に、例外的に一定期間を職務提供期間に算入するということであると考えております。これも、私の意見だけというわけではなく、立法担当者の説明がそういうことになっていたと思います。したがって、例外的に、政策的に算入するということである、これを押さえておきたいと思います。

論点整理の3の考え方のところのa)、b)で考え方が対比されておりますが、b)に書いてある「労務提供期間の算入上限を引き上げて良いという考え方」の1ポツ目ですけれども、これを見ますと、先ほど私が申し上げた、質的に異なるけれども類似性があるので例外的に認める、その前半の部分を全部捨象してしまっている、消し去ってしまっているということになると思います。ここが大きな対立点ではないかなと思います。

この点ですけれども、先ほど労務提供期間の算入を議論する場合には、一応職務経験要件というのが必要であり、合理的な要件であるということを前提に議論することになると申し上げましたが、そのときのなぜ合理性があるかという根拠は、原資格国で懲戒処分などを受けずに一定期間業務を行っていた、これが能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったということが根拠になりますから、そうすると、原資格国の倫理規則などが実質的に適用されるもとでの法曹としての職務遂行がやはり原則になるのだと思います。そうではない労務提供を完全に同質視してしまうことはできないと考えております。

したがって、労務提供期間の算入は、先ほどレブラン委員からも御指摘のあったとおり、色々な政策的な要素を配慮して、若い外国の方が日本でできるだけ働きやすいようにということも含めて、政策的に考えるべきだとは思っておりますけれども、前回申し上げたように、ある一定の枠内での政策論である必要があると思います。したがって、先ほど申し上げたような枠内の議論になりますと、労務提供期間を職務経験要件の期間に全部算入するということは、おそらく制度上あり得ない選択ではないかと思えますし、それから、一定期間算入するとしても、全部ではないとしても、本国、原資格国における法曹としての職務経験の期間がつけ足しのようにになってしまうのは、制度としてやはりおかしいのではないかと思います。前回政策的なら何でもよいということにはならないと申し上げたのはそういう趣旨ですので、改めて申し上げておきたいと思えます。

○松下座長 ありがとうございます。今、出井委員の御発言の冒頭にもありましたように、前回までの議論で、職務経験要件の関係で労務提供についても既に御発言されている方もいらっしゃると思いますが、今日は労務提供を中心でございますので、前回までの御発言と重なる部分があっても、今日は御発言をどんどんしていただきたいと思えます。今の点につきましてもほかの点につきましてもいかがでしょうか。

○レブラン委員 出井先生のおっしゃったとおり、1の考え方で要件が必要かどうかの倫理上の見方もあると思えますけれども、例えばニューヨークの資格を持っていれば、ニューヨークにいる弁護士会とかが監督しているわけではなくて、どこにしようと世界中で同じルールが適用されます。日本で働いていても同じ懲戒とか監督がありますので、どうしてもニューヨークとかで働く必要はないと思っています。

○**出井委員** 今の御指摘ですけれども、倫理的に欠けることがなかったということについての御指摘だと思います。例えば外国で資格を取った方が、ニューヨークで資格を取った方が日本で仕事をしても、その間ニューヨークのB a rの規則は適用されるではないかという御指摘ですね。日本の弁護士が外国でやる場合も、日弁連はどう言うか分かりませんが、法制度上はおそらくそうなっているのではないかと私は思います。

しかし、私が先ほど申し上げたのは、原資格国の倫理規則などが実質的に適用されるかどうかということです。本国から離れているときに、本当にB a rの規則が実質的に適用できるのかどうかは、私も外国で働いたことがありますけれども、その間日弁連でも登録は維持していました。もちろん日本の規則は適用されるという意識で行動しておりましたが、果たして本当に何か問題が起こったときに日本の綱紀委員会とかにかかるとかという問題です。なので、形式的な問題としては、私はレブラン委員の意見に反対するものではありませんが、私が問題にしているのはまさに実質的に倫理規則を及ぼすことができるかどうか、本国にいないときに及ぼすことができるかどうかということでございます。

○**松下座長** ありがとうございます。今のお話は、外国弁護士が日本で働いているときに、原資格国の監督がどの程度実効的に機能しているかということについての御議論であると拝聴いたしました。今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。どうぞ。

○**加藤委員** 加藤です。3年間の職務経験要件が資質・能力を担保するものであるというときに、その中身をブレイクダウンして考えると、弁護士としての職務ではないいわゆる労務提供の経験のみであっても、法律事務のスキルの部分についてはある程度担保されると思うのですね。そうすると、労務提供ではない、弁護士としての職務というもので担保しているのは、究極的には倫理面といいますか、クライアントに対する直接的な責任を負って問題なく職務を行った経験年数を重視するかどうかということなのかなと考えています。

そうすると、クライアント側から見て、外国法事務弁護士の方に仕事を依頼したいというときに、果たしてどのような面を重視するかというところで、スキルの部分と倫理面、もちろん両方とも必要なものではあるのですが、倫理面だけにフォーカスするというか、必ずしもそこだけを強調するというのではなくてもいいのではないかと思います。

あと、労務提供をしている以上は、雇用主が必ずいるはずで、倫理面については、問題行動をすれば雇用主に懲戒や解雇されるリスクにさらされながら仕事をしているということになると思うので、弁護士会による懲戒のリスクと同視できるようなリスクを全く負わずに仕事をしているというわけではないと思うのですね。そこを一定程度考慮するというのも、考え方としてあり得るのかなと思っています。

○**松下座長** ありがとうございます。職務経験ではない労務提供であっても、倫理面は雇用主の監督があるではないかという御指摘と理解してよろしいでしょうか。今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○**岡田委員** 委員の岡田です。今の3の論点2の考え方のb)ですかね、その最初のところに、これまでもここでもよく出たのですが、実際に日本にいる外国弁護士が労務提供で行っている業務の内容と、外国弁護士が原資格国で行っている職務の内容との間に、高度の類似性が認められるというお話がありました。実態を見たときに、非常に似通った仕事をしているのではないかと。

もちろんこの議論は私なりに理解はできているのですが、多分この背後に2つほどポイント

トがあって、1つは、日本でも海外でも同じように教育を若い弁護士が受けられるという前提がある。一流の海外の事務所、日本に外弁事務所を設けられておられる大事務所は、そういう教育体系を持っておられるという理解はしています。ただ、この点に関しては、逆に言えば、もっと小さい事務所だったらどうなのかというところはまた一つあるのかなと。

それからもう一つは、日本でやっている業務と本国でやっている業務は、実質若い外国弁護士は変わらない。その背後には、いきなり若い外国弁護士を直接依頼者に会わせて、まさしく法的サービスを提供させるということは、もちろん日本は法律上できないのですが、本国であれそれは事実上させない。そういう面で、実質的に非常に近いのではないかと。たしかこういう議論もあったのかなと。この点も多分私は基本的に前提事実としてかなり合っている、正しいのかなと思っています。

ただ、この関連で前にちょっと申し上げたと思うのですが、この前提というのが、まさしく大事務所であれば職務経験というのは非常に重要であり、いきなり若い弁護士にクライアントに会わせて何かやらせるということはリスクで問題があって、それはとてもさせない。それは本国であれ当然であるという前提があるのかなと。前にちょっと申し上げたように、まさしく職務経験は重要なのではないかとという前提がそこに入っているのですね。

そういう観点で今度は見てみると、先ほどちょっとあったように、日本の外弁登録をしていない海外の弁護士は、日本では法律業務をできないので、いわゆるパラリーガルとしての仕事になる。それに対して、海外の弁護士は海外では文字通り弁護士なので、弁護士として仕事ができる。やはり、この点でちょっと違うのかなという印象を持っています。事実上直接クライアントに会ったりしないということと、日本では法律上できないというところ、そして、よく似た仕事はしているけれども、海外では弁護士として仕事をきちっとやっておられる。日本ではパラリーガルとしてしか仕事ができない。

そうすると、先ほど議論があったように、何か問題を起こしたときに誰が責任を負うのかというときに、多分日本の場合には、むしろ先ほどのその外国弁護士を雇っている日本の弁護士が外国法事務弁護士に懲戒という問題が起きる。基本的に雇われている、パラリーガルとしての仕事をされている方は、先ほど議論がありましたけれども、懲戒というのがなかなかすぐに出てこない。ところが、海外のケースでは、何か問題を起こしたら、弁護士としての仕事をされているので、当然その人は弁護士としての懲戒を受け得る。そういう面で違いがある、この点でも完全に同じではないなと私は思っていて、これは先ほど出井委員がお話しされた件の違う観点からの御説明になるのかもしれない。

○松下座長 ありがとうございます。今の点に関してもほかの点に関してもいかがでしょうか。

○崎村委員 崎村です。まず、倫理などに関してに戻りますけれども、海外にいることによって、海外で原資格の資格を持っている者が倫理規則にきちんと縛られているかどうかということですが、それはもちろんそうだと思います。反対に、そういったことに関して問題が出ている割合というのは、原資格国の弁護士数と海外にいる弁護士数を比べればもちろん全く違うので、そういった問題が出ている可能性は多分低いのだろうと思いますけれども、少なくとも原資格の規制機関としては、きちんとそういった倫理規則が守られているということモニターしているはずで。

例えばイギリスのSRAであれば、毎年プラクティシング・サティフィケートをアップデ

ートしなければならない、それを持っていないとソリシターとしては仕事をしてはいけないですとか、あとは、お金のやりとりですとか、そういったことに関して厳しい規則がありますけれども、それは毎年チェックが入りますし、あとは、例えば私はニューヨーク法も持っていますが、ニューヨーク法であれば倫理教育というのを毎年受けなければいけません。

そういったことに関して、実質論に入ってしまうと難しいところになってしまうと思います。実質論として倫理規則がきちんと外国にいる資格保持者に課されているかという、課されているけれども、どこだけ見ているのかという話だと思いますが、それを申し上げますと、原資格国においていわゆるペーパードライバーの人はいると思うのですが、登録だけをして、実際に業務をしていない。そういった方に関しても実質論を押しつけますと、懲戒を1年受けていないけれどもというのは、要するに業務をしていなかったからという話もできてしまいますので、実質論に入ってしまうとなかなか議論が難しくなるのではないかと思います。

あともう一つは、懲戒に関してですけれども、おっしゃるとおり日本の労務提供期間というのは、弁護士としてではなく業務を行っている者という認識です。ただし、それを反対にひっくり返しますと、資格を持っている者が労務提供をしている場合、その資格を持っている者というのは原資格国の倫理規則などには縛られたままです。原資格における懲戒というのは可能です。ですので、それはちょっと見方が違うのだと思いますけれども、やはり懲戒というのは、資格を保持している限り、世界中のどこにいても資格保持者というのは原資格法の規則に縛られるものだと思います。

○松下座長 ありがとうございます。では、亀井委員どうぞ。

○亀井委員 ありがとうございます。先ほど出井先生がおっしゃったことを前提として考えざるを得ないかなと思っておりまして、倫理面での担保ということを考えたときに、先ほどのWTO加盟国百六十数か国全てについて、原資格国で倫理的にどのような管理というか監督がなされているのかと。それは外国にいる弁護士に対してということですが、それを保証するすべがない感じがいたします。

もちろん先進各国ではおそらく日本と同じようにというか、きちんと管理監督される部分が相当あると思うのですが、そうではない国々というのがあるのかなのかという事実すら、実は把握できていないのではないのかという気もいたしますので、全国津々浦々で開業される方をどう大丈夫だと言えるか。これは前回申し上げたことと同じですので、労務提供期間を全て認めて、日本にいるから大丈夫と言えるかというところに自信がないという、すなわちちょっと消極的な意見かもしれませんが、現状の1年を上限に算入するということを緩和するだけの事実が捉えられないのではないのかというのが意見でございます。

○松下座長 ありがとうございます。倫理面での担保を考えると、現状を変えるまでの理由はないのではないのかという御発言として理解してよろしいでしょうか。

○亀井委員 はい。

○松下座長 今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○中西委員 私は、3の「労務提供期間の在り方」について具体的な意見はないのですが、議論の仕方につきましては、必ずしも制度として倫理面の確保というところを前提にしなければならないという必然性はないのではないかなと思います。というのは、立法担当者の説明だったからという話ですけれども、これは今回変えることができるわけで、別に上位法、上

位規範であるわけではないので、そこから変えても構わないわけですから。そうすると、必ずしも前提とする必要はなくて、全面的に、政策的に考えるということも可能ではないかと思います。

仮に倫理面とかの点が必要だとしても、先ほど懲戒とかでルールがどう適用されるかみたいな話がありましたが、必ずしも属地的にといいますか、資格取得国にその方がいて行為がそこでなされなければ適用されないということにはなっていないはずだと思います。といたしますのは、そもそも3年という期間ですけれども、日本以外だったら資格取得国外でも別に構わないのですよね。ということは、仮に倫理面が趣旨としてあるとしても、懲戒とかの可能性があるということを前提に議論しているのではないかと思うのですけれども。

さて、今申し上げた第三国との関係で言うと、日本での分については1年しかだめだけれども、日本ではなくて第三国だったら無条件に3年、上限までカウントできるのだというのは、なるほど質的に違うのだということだとは思いますが、ユーザーの観点からはなかなか納得しがたいのではないかなという気はいたします。

○**松下座長** ありがとうございます。原資格国以外での仕事で、第三国での外国法事務弁護士であれば3年算入できるのに、日本での労務提供だと1年というのは、合理的な差ではないのではないかという御指摘として理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○**出井委員** 倫理規則の問題が全てを決めてしまうわけではないので、この論点だけにこだわるわけではないのですが、今の中西委員の御指摘ですけれども、原資格国以外での経験もちろんカウントはできるのですが、それは第三国での日本と同じような外国法事務弁護士としての資格に基づく経験ではないかと思うので、まさに日本の外国法事務弁護士と同じように、当該第三国でのフォーリン・ロー・コンサルタントとしての倫理規則には服するという理解だったのですが、それはよろしいでしょうか。

○**中島官房付** 外弁法上、第三国での経験が認められる、職務経験としてカウントすることができる場合といたしますのは、資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として、その資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含むということとされておりますので、やはり弁護士としての資格に基づいての業務がカウントされるという理解でよろしいかと思います。

○**岡田委員** 岡田ですけれども、平たく言えば、仮に日本のような国が、あるA国が、日本と同じように資格者ではないと法律業務ができない。だから、外国の弁護士ですらその国に来たら法律業務ができない。それから、もし海外の弁護士がAの国で何か自国の法律業務をやらせようとすると、まさしくそういう特別な資格、いわゆるフォーリン・リーガル・コンサルタント的な資格を取らないとだめだと。仮にこういう国があったとしたら、日本の制度は、まさしく今のような資格を取ったケースでしか適用されないという制度だという理解でよろしいですね。

○**中島官房付** はい。

○**上妻委員** 前回、職務経験のうち労務提供期間についてはあまり意見が言えなかったのですが、少しまとめて思っているのですけれども、先ほど中西先生から、当然制度変更も前提に議論しているのであるから、倫理的担保も必ずしも前提にしないでいいのではないかというお話がありましたが、それは当然の前提だとは思いますが、昭和62年ですかね、以降今までの外弁法の適用解釈の歴史なども当然重要なファクターだとは思っております。

もともとこの外弁法が対象にしていますのは、当初から外国での資格を日本の法曹資格と認めようという感じではあまりなかったのではないかなと。これは印象の問題かと思うのですが、いずれにしても、どちらかというと外国で弁護士活動をされている方に日本に来ていただいて、優良な外国法に関するサービスを提供していただくという制度として考えられてきたのではないかなとは思っております。

ただ、要件上は「外国弁護士資格者による法律事務取扱に道を開き」と1条に書いてございますので、そこは制度上外国弁護士でなければいけないというわけではないのかなというところもあるのですが、ただ、もともと海外で資格を取られた方にも日本で活躍していただくという法曹資格としての設定を念頭に置いた制度だったわけではなくて、多分職務経験要件が課されていない時代はなかったわけですから、当然外国弁護士としての活動がある方しか登録していないわけなので、そこは当然の前提のように考えられていたのかなと思います。

そのような中で、職務経験要件は常にワンセットで考えられていたと。当初5年ということだったのが、3年に短縮されたわけですが、労務提供期間につきましては、平成6年に採用された時点では、5年のうち2年という形で採用されております。趣旨としては、先ほどから既に出ていますけれども、労務提供と職務経験の類似性が一定程度あることと、日本においても外国法事務弁護士や弁護士などの監督のもとで、一定の間接的な倫理的担保があるといったところが前提になっていたと思うのですが、ただ、それにしても5年のうち2年という前提で採用された。この程度であればという前提だったと思うのです。

今、3年のうち1年という形で算入されているわけですが、労務提供に関しては、結局日本の法律事務所の法制上といいますか制度的には、事務職員という扱いにならざるを得ないと思うのですが、弁護士の倫理として事務職員に対する指導監督というものは職務基本規程にも一応規定はあるのですが、ただ、これはどちらかというと弁護士が事務職員がやったことだから私は知らないと言っちゃいけませんというのを、非弁提携みたいなものを念頭に置いていまして、雇われている人の倫理的な担保というのを本当に念頭に置いたような行為規範ではないと思っております。

そういった中で、外弁法でも外国弁護士を雇用するときには届け出義務は課されているのですが、それ以上の制度は全くない状態です。雇った方としては、雇っていただければ、雇用契約さえしていれば1年間算入できるという前提になっています。これは実質的な議論が非常に難しいというのは、崎村先生から先ほど何度も出ているところではありますけれども、それにしても、中身について雇用してどうするというのが全く理念上もない制度になっている。

なぜそういうことでもいいのかといいますと、3年のうちの1年程度というのを前提に置いているので、さほど弊害はなかろうと。もちろん雇用している以上、先ほど出ましたように雇用契約上の義務とか色々あるのですが、そういったところも3年のうちの1年程度であればさほど弊害は生じないのではないかなという考え方で、特に労務提供の内容については具体的に、制度的にこれをやりなさい、あれをやりなさいというのはもちろん相当難しい話なのですが、例えば雇用していた人がこの人は問題ありませんでしたと宣明することすら今はしていない。事実上しているかどうかは別にして、制度上はそういう保証はない。

こういった状況のまま、例えば3年丸々とか、それに近いような算入を認めるということ

になりますと、かなり制度的には大きな変更になるのではないかなと。そういう大きく、かなりもとの趣旨を超えて変えるということになりますと、それができないという意味ではもちろんないのですが、かなり日弁連や法務省としても、指導監督上どういった方向でちゃんと制度を考えなければいけないかということを当然考えなければいけないし、特に日弁連の方でも労務提供期間については色々議論があるところなのですが、日弁連の指導監督上の問題として、あまり考えて議論していないというのが現状だと思います。そういった点の議論が不十分な状態で、制度の趣旨を大きく変更するという方向にかじを切るのは、危険ではないかなと考えております。

以上でございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

それでは、冒頭に御説明をしたのですが、予定していた30分を多少回っていることでもありますので、労務提供期間に関する議論についてはとりあえず一旦ここで切らせていただいて、続いて特区に関する意見交換を行いたいと思います。意見交換に入っていただく前に、特区に関する論点に関して事務局である法務省から補足説明をお願いしたいと思います。

○中島官房付 それでは、事務局の方から若干御説明いたします。特区に関する議論につきましては、委員の方々から、具体的にどういう制度を特区として想定しているのか分からないと、なかなか意見が述べにくいというような御指摘をいただきましたので、その点について御説明を申し上げます。

皆様御存じのとおり、特区の制度と申しますのは、簡単に言えば、日本全国で適用されている規制よりも緩和された規制を一定の区域内に限って適用するという制度でございます。特区に関しまして、現時点で法務省として何か具体的な制度設計を考えている、想定しているということではございませんが、今回の議論の対象を明確にするという観点から、国家戦略特区の諮問会議のヒアリングの中で同会議の委員の方から御指摘を受けました、あるいは御示唆を受けました考え得る制度設計について何点か御紹介したいと思います。

まず、特区の制度設計の例として1つ御指摘がありましたのは、例えば特区の中で外国法事務弁護士の事務所を設立する、あるいは特区の中で登録を行う場合であれば、承認の審査に当たって職務経験要件を撤廃または緩和するというのが1つのパターンでございます。例えば仮に東京都を特区とした場合に、東京都において外弁として登録するのであれば、3年の職務経験要件を必要としないというのが1つのパターンでございます。

それから、もう一つの考え得るパターンとして御示唆がありましたのは、特区内にある事務所において労務提供をする場合であれば、承認審査に当たってその労務提供を1年を超えて職務経験要件に算入することができるというものでございます。例えば東京を特区とした場合に、東京都内で登録している弁護士、あるいは東京都内の法律事務所で雇用されて、そこで労務提供を行ったという場合に、その労務提供期間を1年を超えて職務経験要件に算入することができる。これが2つ目のパターンでございます。

先ほど申しましたとおり、法務省として現在こういう制度を考えているということではなく、あくまで国家戦略特区の諮問会議の中で委員の方からこういった例も考えられるのではないかと御示唆を受けたものでございます。

以上でございます。

○松下座長 ありがとうございます。今2つほど例というのでしょうか、イメージを挙げて

いただきましたけれども、今の説明をもとに、どなたからでも構いませんので、特区に関して御発言をお願いしたいと思います。

○**出井委員** 私の意見はただ1つで、やはりこの制度は特区にはなじまないと思います。どうせ緩和するのであれば、一定の区域ということではなく、やはり日本全国、日本の法域全国ということでやるべきだと思っておりますので、私は特区ということにはなじまないと思っております。

○**松下座長** 今、特区にはなじまないのではないかという御指摘がありましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。以前に、経団連の方からのヒアリングでも同じような意見が出ていたのではないかと記憶しておりますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○**上妻委員** 同じようなことになってしまいますけれども、先ほど登録地、登録の会ですかね、あるいは事務所所在地によって限定するという方法が考えられるというお話だったのですが、先ほども倫理関係の域外適用の話がございましたように、そもそもどこで法律事務を行っているかという概念は非常に難しく、海外とも今はボーダーレスで当然やりとりはできますし、法律事務提供がどの範囲で行われているかというのは、非常に今は限定がないと思われるのですね。

ですから、本当に特別区という意味で限定しようとするのであれば、登録はもちろん事務所所在地も、そもそも法律事務を取り扱うのもその事務所から出てはいけなとか、依頼者も特区内の者でなければいけない、相手方も特区内にいないといけないというかなり限定したものでなければ、特別な区域として観念できないと思うのですが、そのような仕事では全く意味がないと思いますので、そうでなければ、特区として限定するのとしなないと、オープンなのと全く変わりはなくなってしまうので、そういう意味では、特区ということ的前提を考えるのは、法律事務の提供に関してはやはり無理があるのではないかなと考えております。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**亀井委員** ありがとうございます。前提として、先ほど御説明のあった国家戦略特区諮問会議の場で例として挙げられたものという、その区だけ要件緩和ということの御提案だったということなのですが、これはあれでしょうか、GATSのMFNの例外として特区であれば認め得るというのが前提になっているのかというのが前提の質問でございます。

仮にそれが例外として認められるとした場合に、実質的に特区の意味が何かと考えると、経団連のアンケートの大半がそうだったということはこの間伺いましたけれども、その区の中でクライアントからの依頼を受けるということに限定できるかという話だとか、どこでリーガルサービスがされているかというところが、メールや電話を受けてやられる場合に、当たらないというか分からないのではないかというアンケートの回答があったという紹介があったと思うのですが、それら回答と同じようなことで、今先生方がおっしゃったように、なかなか観念しにくいというか、どういう限定の特区なのかというのがなかなか分からないのかなという気がいたします。認めるなら、全国一律というのが現状のリーガルサービスの実情に合ったものではないのかという気がいたします。

以上です。

○**中島官房付** 今の1点目の御質問についてですけれども、これは特にWTOの最恵国待遇との関係で問題になるということではないだろうと思います。これは、原資格国が例えばアメ

リカであれば特区の中でやることを認めるけれども、ほかの国であればこの特区の中でやることは認めないということではなくて、弁護士相当性の要件を満たす限りは、この特区の中であれば、どこの国が原資格国であっても特区の中での活動はできるということになるのかと思いますので、そこで差別を設けるという趣旨ではございません。

○亀井委員 分かりました。ありがとうございます。

○中西委員 私は、規制緩和一般について、特区なんかでやるというのはばかげていると思っていますので、もちろんやるのだったら全国的にと思っています。その上で、2つこういうのが考えられるということをおっしゃったと思うのですが、そのうちの1点目については、亀井先生と上妻先生がおっしゃるとおりで全く異論はありません。

それから、後半部分の、例えば東京に事務所があるところで働いていた分については、3年フルにカウントするみたいな感じの案についてですけれども、それをどうして東京での分だけはカウントするのかについて、全然合理性がないと思います。そういうのではなくて、むしろ、例えばですが、岡田先生のところの事務所で働いていた分は3年丸々カウントするとかいうのだったら考えられるとは思いますが、どうして地域的にそこにある事務所だけはカウントすることになるのかは、私には全然理解できませんので、後半部分の案についても賛成できない。そもそも私は、一般的に特区なるものが賛成できないのですけれども。

○松下座長 比較的否定的な御意見ばかりのようにも伺いますが、何かほかの角度の御意見でも同じ角度の御意見でもどうぞ。

○岡田委員 委員の岡田ですけれども、もちろん我々弁護士業界では当たり前の話なのですが、今の外弁制度というのが個々の外国の弁護士に資格を与えるという建前ですね。事務所単位で資格を与えるという国も結構あるのですけれども、日本の場合には明らかに個々の外国の弁護士1人1人に資格を与えていくというシステムなので、例えばさっきの前者の方ですが、東京で働くという外国の弁護士には特例で資格を早く認めるというのですかね、それで言うと、事務所単位の制度ならまだあり得るのかもしれませんが、個々の弁護士に資格を与える制度で、その弁護士が今度事務所をやめてほかのところに行くときにどうなるのか。

仮に特区を東京とすると、東京から絶対に出られなくなって、縛られちゃうというのですかね、今の外弁制度が1人1人に資格を与えるという制度を前提にすると、とてもワークしないような印象は持ったのですけれども。これは私の感想ですが。

○松下座長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○加藤委員 加藤です。私も皆様と同じ方向性の意見になってしまいますが、弁護士業務は、例えば医師のように、一定程度の病院設備がないと職務を行えないという性質のものではないと思うのですね。極端な話、別に事務所がなくなっても弁護士の職務はできると思うので、場所単位で区分けする特区制度になじむものではないと私も思います。先ほど例として挙げられた1つ目にしても2つ目にしても、仮にそういった特区を設けた場合に何が起こるかといったら、おそらく特区の中にSPCみたいな事務所ができて、そこに名前だけ置いているという事態が発生するだけではないかと思うのですね。なので、やはり特区制度にはなじまないのではないかなと思っています。

○レブラン委員 外弁の立場から、皆さんのおっしゃったとおり、論理上では合理性はないというのに対しては、異議はございませんけれども、現実的に特に大手事務所が千代田区、港区にありますので、特区にすれば現実的な問題はほとんど解決されることは認識しておりま

す。

○**崎村委員** それはおっしゃるとおり、SPC状態に多分なると思いますので、あまり現実的ではない。それなら、何人以上の事務所だったというような事務所特区みたいなものをつけた方がまだましだと思います。

○**松下座長** 座長としては、誰か賛成の人はいないのかなという気もしないでもないのですが。

○**中西委員** それでは、資料の4の話ではないのですけれども。私は先ほど発言していたうちに、これはうまくいかないかなと思ったのです。4とは関係なく、むしろ3の話に行くのですけれども、認定法律事務所みたいなものを設けて、そういうところで働いた分については3年フルにカウントするみたいな仕組みを3のあたりで設けるとするのは無理ですか。

○**松下座長** 3にまた少し戻る感じにはなりますが、新しい論点で、いきなりここで議論するのもなかなか大変かもしれませんが。

○**出井委員** 先ほどの3の論点の関係でいくと、日本でどういうことをやっているかということについては、認定法律事務所という考え方はあり得ると思います。ただ、先ほど申し上げたように、日本における職務経験を全部置きかえることができないということになると、今おっしゃったものでは意味がないことになるのだと思いますね。

○**松下座長** よろしいでしょうか。個々の事務所の実質に立ち入るとというのが、どのぐらい可能なのかということが問題になるのかもしれませんが、今労務提供の方に少しわたる議論をしましたが、主に特区について何か特にさらに今までの議論につけ加えて議論があれば、御自由に御発言をお願いしたいと思います。

○**崎村委員** 大前提に戻ってしまいまして、勉強不足で申しわけないのですけれども、大抵の場合の特区というのは、例えばイノベーション的な産業をその特区にすることによってより活発化するとかいうことがあると思うのですけれども、本件に関して出てきた法律業務に関する特区の大前提というのは、そういったことに関しては何だったのでしょうか。

○**松下座長** 特区の議論が出てきた経緯ですかね。

○**中島官房付** 我々としても、これは基本的に規制の緩和の一つということではないかと考えております。要は、参入規制を撤廃するための一つの突破口として考えられていたということではないかと思えます。ただ、ここで議論していただくに当たっては、必ずしもそういった面からではなく、ほかに何か特区を導入すべき理由があるということであれば、そういった御議論でも結構でございます。

○**松下座長** 私が無理にまとめにかかるのもどうかと思いますが、議論を伺っていますと、資格とか法律業務について地域的な、リージョナルな限定というのは難しいのではないかとこの御意見が多いというか、そればかりのようにも伺いました。特区については大体このぐらいで議論はよろしいでしょうか。決して賛成の意見があったら封じようという意図ではありませんが、どうもそういう議論が出てくる気配はなさそうなので、ありがとうございました。

それでは、特区に関する議論はここまでといたしまして、冒頭申し上げたとおり、残された時間で職務経験要件全般につきまして意見交換をお願いします。全体を通じてより深掘りすべき点、あるいは議論がされていない点に関して御発言をお願いしたいと思います。本日の資料には従前の議論の取りまとめがありますけれども、この点は特に強調しておきたいとか、この点がやや漏れている、あるいは薄いのではないかとこの点も含めまして、御自由に御発言をお願いしたいと思います。

○**片山弁護士** 事務局の片山です。今日の当初の説明の中で、法務省から国ごとに外国法事務弁護士の資格要件を変えるのがWTOの最恵国待遇に違反する可能性があるという御指摘がありました。その後崎村先生から、イギリスではレジスタード・フォーリン・ローヤーについて国別に審査していて、それは透明性が高いからWTO違反にならないという御説明がありまして、国によって考え方が違うような印象があったのですが、そういう御趣旨なのかどうかというのを確認させていただきたい。私の理解では、レジスタード・フォーリン・ローヤーというのは、名前は外弁に似ていますが、実態は外弁制度ではなくて、イギリスの外にいる外国弁護士に対して登録を義務づけるかどうか、あえて言うと、イギリスの法律を域外適用するかどうかという制度だと理解しておりますので。

○**崎村委員** すいません、違います。イギリスの制度の御説明のときに申し上げましたけれども、基本的にはイギリスで外国の法律の資格を持った者が働くのは登録も何も要りません。イギリスの法律の資格を持った者が海外で働く場合は、もちろんイギリスの規制を受けます。レジスタード・フォーリン・ローヤーというのは、基本的にはイギリスのソリシターとパートナーシップを組むために必要となる外国法資格保持者の資格です。

ですから、おっしゃるとおり、外弁制度とはちょっと違いますけれども、イギリスにもともといわゆる外弁制度というものがない中、類似で見られるのがレジスタード・フォーリン・ローヤーだったので、類似で見て、レジスタード・フォーリン・ローヤーについてチェックした旨をお話しただけです。

ですので、レジスタード・フォーリン・ローヤーというのは、あくまでもイギリス以外の法律における資格保持者で、その保持者がイギリスのソリシターとパートナーシップを組んだり、ビジネスを一緒にするのに対して必要な登録です。ですので、強いて言えば、イギリスにいないソリシターとパートナーシップを組む場合もレジスタード・フォーリン・ローヤー制度というのはかかってきます。

○**片山弁護士** そのような制度だとしますと、そもそもWTOの最恵国待遇というのは問題になり得るのかという、つまり、法務省の最初の御説明に対して、イギリスは違うのだという御趣旨でおっしゃったのか。今のお話ですと、そもそもイギリス国内で法律業務を行うための要件ではないので、この議論はかみ合っていないと考えてよろしいのか。

○**崎村委員** おっしゃるとおり、あまりかみ合っていないですけども、レジスタード・フォーリン・ローヤー制度というものを見た中で、一応各国の審査をしているということに関しては、受からない国もあるわけですね。ですので、それがWTO違反ではないのかということ質問したことに関してSRAが答えてきたのが、私が先ほど申し上げた点です。

○**片山弁護士** ちなみに、日本の法律でも同じような審査をしていることはございます。外国法事務弁護士の資格を審査する前提として、外国弁護士であるかどうかというのは問題になります。外国弁護士というのは、外国において法律業務を提供する者の中で、弁護士に相当する者と法律で定義されておりますので、外国でアトニーとかソリシターという職業をやっている方が、弁護士に相当するかどうかというのは審査しております。審査というか、要件の当てはめがございまして、その際には、崎村先生が先ほどおっしゃったようなことを考慮しておりますので、むしろそちらに近いのではないかなという印象を私は受けました。

○**松下座長** 冒頭法務省から、WTOの最恵国待遇についての理解という御説明をしていただ

きましたが、先ほどの点について補充をする面からよろしいですか。

○中島官房付 今の関係で、議論の整理のために1点補充をさせていただければと思います。

おそらく今のイギリスが採用している制度というのも、基本的に国ごとに差異を設けると言いますよりは、1つの同じ基準を適用した上で、基準に該当するかどうかというところで、結果的に差異が生じているところなのではないかなと思いますので、おそらくそのところで日本とイギリスの間でWTOの最恵国待遇についての理解がずれているということではないかなと思っています。

○松下座長 崎村委員に確認したいのですけれども、法域ごとに最初からこの法域の外国法弁護士、別の法域の外国法弁護士とカテゴリカルに審査を分けているということではないように伺ったのですが、そこはそうのように理解してよろしいですか。つまり、別の言い方をすると、あくまで同じ外国法弁護士に相当する者という基準を当てはめていった結果、結果的に法域ごとに違う結果が出るかもしれないけれども、最初から法域ごとに基準が違うということではないと理解してよろしいでしょうか。

○崎村委員 そうですね。基準は、基本は同じですけれども、結果としてレジスターできないという法域は出てきています。

○松下座長 しかし、それはカテゴリカルに初めからこの法域の人は登録させないという基準があるわけではないと理解してよろしいですか。

○崎村委員 そうですね。基準を満たさないからですね。

○松下座長 事務局の片山委員、それでよろしいですか。それでは、今の点はそれでよろしいかと思いますが、労務提供及び特区について議論した後で、職務経験要件全般について、先ほど申しましたとおり、本日の資料で事務局の法務省において従前出てきた議論について取りまとめていただきましたが、さらにここを強調しておきたい、ここは少し薄いのではないかと、漏れているのではないかと御指摘がありましたら、ぜひ御自由に御発言をいただきたいと思います。

○出井委員 細かな点ですけれども、1の考え方のa)の2ポツ目で、「サービスの分野やサービス提供の在り方は様々であり、その中には、家族関係に関する事件、中小企業に関する事件など」ということで、「など」なので例示列举なので構わないのですが、これを修正してくれという趣旨ではなくて、このほかにも消費者を依頼者とする事件であるとか、これから増えてくると思われるのが高齢者の案件です。そういうものもあるということを申し上げておきたいと思います。例示列举なので、別にこれを修正してくれという趣旨ではありません。要するに、大企業を依頼者とするような案件以外は、ここで書いてあるようなことを十分考慮しなければいけないもので、そういうものはかなりたくさんあるのではないかと趣旨でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

○岡田委員 岡田ですけれども、今の出井委員の意見にまさしく関連するところなので、続けて少し私のコメントをさせていただこうと思うのですが、大企業は本当にそういう配慮は要らないのかということに関しては、大企業だって正直言って本当に色々ありまして、中小企業からちょっと大きくなって大企業に入ったとか、海外に対しては全然まだまだ御存じないというのか、弁護士の使い方とか分からない企業も間違いなくあります。そういう面では、大企業でも本当はものすごく幅があって、弁護士の選任とかも全く要らない、自分たちで

ちっとやります、しかもどの国でもと胸を張って言える企業というのは、超大企業ではないかなとは私は考えてはいるのですが。

○**松下座長** ありがとうございます。今の出井委員及び岡田委員の御発言は、依頼者が外国法事務弁護士のスキルや倫理について判断できる場合だけではないのではないかという御趣旨と伺いました。

○**亀井委員** 超がつくとか大か中小かという問題ではなくて、おそらく経験があるかないかの差だけではないかと思います。弊社だって、全然知らない国というのは世の中にたくさんありますので、そういうところへ行くときにどこへ相談するかというと、今日お越しの先生方のような超大事務所に頼むというだけのことだったりするのではないかと思います。だから、個別に弁護士を探して自分でやらざるを得ないとなると、そこには少し、よすがが必要だと思います。

以上です。

○**崎村委員** じゃあ、お願いいたします。私が先ほど話していたことに戻ってしまうのですが、日本の弁護士資格相当であるということが要件なのであれば、1の論点の考え方a)にもありますが、「大学の法学部を出るだけで法曹資格を得られる国があるなど」というところというのは、もともと経験さえ積んでいれば登録をし得るのですか。弁護士資格相当であるというのが、法曹資格を得ることが大学の法学部を出るだけでできる国があるなど様々ある中で、質を担保するために経験が必要ということだと思えるのですけれども、大学を出るだけで資格が取れるという場合、それを弁護士資格相当と考えられるのですか。

○**松下座長** これはどちらから御説明いただきましょうか。

○**中島官房付** これは法務省の方から。

○**松下座長** 外弁の審査の問題ですね。

○**中島官房付** 弁護士相当性が認められるかどうかということにつきましては、その国の法曹養成のための課程ですとか、弁護士がどのような職務を行っているかといったことを総合的に考慮して判断することになるかと思うので、法学部を出るだけで法曹資格を得ることができるという国があった場合に、それでその国における法曹資格が認められているからというだけで、必ずしも弁護士相当性を認めるということではなくて、それ以外の要素も全て考慮した上で判断することになるのだろーと思います。

○**片山弁護士** また事務局の片山ですが、論点整理の1のb)「外国弁護士となる資格を取得しているということ以上に何らかの要件を課す必要はないという考え方」の中の最初の丸ポチは、どなたの発言か分からないのですが、この趣旨について御質問したいのですけれども、最初の丸ポチは、日本の弁護士は資格を取得した後にすぐに法的サービスを提供できるのに、外国の弁護士が自国で資格を取得した後にすぐに法的サービスを提供できないのは不当だと言っております。

これは、日本の弁護士と外国で資格を取得した弁護士を比較して、その違いをつけるのは不当だというお考えだと思うのですけれども、外国で資格を得たということは、日本でも当然その資格は認められるべきだという前提でお考えなのか。そうだとすると、これは釈迦に説法ですけれども、日本の法体系の中で、外国の行った権力的行為、あるいは裁判所の判決とか行政庁が行った許認可を日本国でそのまま認めるという制度は聞いたことがないので、あるいは外国でも聞いたことがないので、そういったことを想定されているのかということ

を御質問したいと思います。

○**松下座長** 1のb)の1つ目の点の指摘は、この検討会でも何回か色々な方から御指摘があった点ではないかと思います。ヒアリングのときにも、デイワンというお話が出ていたと思いますが、これはどなたに御発言をお願いしたらよろしいでしょうかね。

○**崎村委員** 私も多分ある程度は話していますし、これは多分ACCJのエリック・セドラックさんがおっしゃったことが一番多いのではないかと思いますけれども、考え方としては、単純に日本において日本法のサービスを受ける人が、日本の弁護士の経験を問わずにそのサービスを受けられるのに対し、なぜ日本において外国法のサービスを受ける人が、外国法のサービスプロバイダーに関して経験がないとそのサービスを受けられないとしているのか、それだけの話だと思います。3年の経験などを課すことによって資質を担保しているというお話の中、日本の弁護士の資質は担保していないのに、なぜ外国の弁護士にだけそれを求めるのかということだと思います。これは、サービスプロバイダー、サービスを受ける側の話だと思うのですね。

○**レブラン委員** そのとおりだと思います。平等な取扱いが好ましいと考えます。

○**松下座長** よろしいですか。

○**片山弁護士** はい。

○**岡田委員** よろしいでしょうか。岡田ですけれども、念のために確認をしたいのですが、日本の場合には弁護士法72条があって、まさしく法律業務を業としてやるのは基本的に弁護士しかできない。そういう面では、外国の弁護士も日本で法律業務をやろうとすると、その問題が出てくるわけですね。その例外として外弁制度がある。だから、外弁制度というのはあくまでも日本の資格を与えているという法体系ですね。今おっしゃられた趣旨は、日本の資格を与えるときに、今おっしゃったような平等でなければいけないのではないかという御意見だという理解でいいのですかね。

○**レブラン委員** いや、レブランですけれども、この点は、外国の資格を取得すれば同じように次の日からサービス提供ができるようなことです。それから、おっしゃったとおり、日本でするので日本の資格を持つことは前提ということですが、日本の企業とか社会が国際化に伴い海外の法務サービスがもっと必要になってきますので、もっと規制緩和した方がいいということでございます。

○**松下座長** 日本の資格といっても、原資格国に関する法的サービスというところが日本の法曹とは違うということかと思いますが。

○**中西委員** 今の御議論の点についてですけれども、不当であるという書き方はどうかと思いますが、私から言わせるとナンセンスであると思いますけれども、むしろ実質的に考えると、サービスの受領者も国境を幾らでも越えられるところですので、ユーザー側が原資格国に行けば、あるいはサービスを国境を越えて提供してもらえれば、資格取得後すぐの方からでもサービスを受けられるのに、この制度においてだけ規制をするということはばかげていると。ばかげているというのはちょっと言い過ぎですけれども、実質的に比較してみると変ではないかなという気はします。

それから、話をバックしていいですか。考え方のa)のポツ2の家族関係事件などのあたりですけれども、あるいは消費者とかですが、そういう話につきましては、結局のところ単独の外弁の方にユーザー側が依頼するということは、法的に考えると本当は違法なわけで、

つまり、どうしても日本法が国際私法であるとかいう関係で出てくるわけですから、日本の弁護士が当然関与しないとおかしな話だと思いますので、そうすると、そんなにここを心配するのは理由がないのではないかと思うわけであります。

にもかかわらず、こういう点を挙げるというのは、法的にはおかしいのかもしれないけれども、怪しげな外弁の方が日本法とかも含めて違法なサービスを提供しているという場合とか、そういうおそれを考えているのかなという気がするのですが、一般的に言いまして、1つの規制において2つ以上の政策、目的とかを追求するというのは、非効率的といえますか、あまり筋がよくないと思います。つまり、参入規制の話と、そういうけしからん行為をした人の話は別に切り分けて、それはそれとして懲戒とか別のことに任せる方が筋が通っている話だと思います。

○松下座長 ありがとうございます。先ほど、依頼者側が外国法事務弁護士のスキルや倫理について判断できる場合ばかりではないのではないかという御指摘がありました。それに對しては、日本の弁護士の関与もある場合が多いだろうからという御指摘が今あり、あるいは事後的な規制で足りるのではないかと御指摘があったと伺いました。という御趣旨でよろしいでしょうか。

○中西委員 はい。すいません。

○松下座長 今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○出井委員 今中西委員から御指摘の点は、確かにそのとおりな面があつて、ただ、それは消費者とか個人だけではなく、実は企業でも同じことなのですね。外国法だけが関係する事件というのが果たしてあるのかどうか、なぜ外国法なのかというところを判断するのは、抵触法の問題ですけれども、抵触法は日本法であるわけです。したがって、それを言い出すと全ての業務は日本の弁護士と共同でないとできないということになってしまうので、そこまでいくと今よりももっと規制が厳しくなってしまう話になってしまうように思います。

それから、先ほど事務局の片山さんから御指摘のあった点ですが、おそらくその点が、1番ですかね、それから2番もそうだと思いますけれども、1番、2番の論点を議論する点で、制度論としては根本的なところなのではないかと思います。崎村委員、レブラン委員の御指摘は非常に分かりやすく、私も平場で考えると確かにそうかなと思うところもあるのですが、制度論として考えるときに、1のb)の考え方ですか、「外国弁護士となる資格を取得しているということ以上に何らかの要件を課す必要はないという考え方」の考え方は、限定的な分野であれ、外国の資格を日本でもそのまま承認してしまうということになって、先ほど片山さんから御指摘のあったように、国家資格についてそのような制度をとっているところが果たしてあるのかどうか、もちろんUnited StatesとかEU域内、あるいは特殊な相互の関係があるところは別かもしれませんが、全世界に対してそういう制度をとっている国、法域が果たしてあるのかどうかというのが、制度論として問題であると思っています。

なので、外国での資格及び弁護士相当職という最低限のバーを満たしていれば、日本でも当該法律分野について資格が認められるのだというのは、レジームの大きな転換であると思いますので、そこまでのことを今回の検討で考えるのかどうかということであると思っています。

○松下座長 今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○崎村委員 そういう大きなレジームの変更をぜひ検討していただきたいのがこの場だと思う

のですけれども、それに関しては、先ほど中西先生がおっしゃったとおり、最初の場合での議論に戻ってしまいますが、今の規制というのは日本に存在を持つ者に関して課しているものであって、クロスボーダーでサービス提供をすることが常になっている現状にあまりそぐわないものだというのが私どもの理解です。ですので、大きなレジームチェンジにはなってしまうのですけれども、そこを今の実質を見た上でぜひ御検討いただければというところです。

○**出井委員** 今の点も、確かにインターネットの時代に属地主義の考え方にとらわれてよいのかという問題はあると思います。ただ、再び申し上げますと、まさに弁護士法の仕組み自体を変える大転換ということになりますので、別に日本にいたって外国の依頼者の仕事はできるわけですよね。同時に、外国にいても日本の依頼者の仕事はインターネットを通じてできてしまう。じゃあ、それを踏まえて今の弁護士法の仕組みとかを全部取っ払ってしまうのかという話だと思います。もちろんそこまでの大転換を実現すべきであるという意見があるのは承知しておりますけれども、私は諸外国の動きもにらみながら、そこまでの大転換は時期尚早ではないかと思っております。

○**松下座長** いかがでしょうか。それでは、伺っていますところ、本日の資料、論点整理と考える方向性について、出るべき議論はおおむね出尽くしたのではないかと私は見受けましたので、とりあえず本日の議論はここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。どうしても最後に一言言いたいということがあれば今承りますが、それでなければ本日の検討会は、本体はここまでとさせていただきます。活発な御議論をどうもありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

それでは、最後に次回の予定につきまして事務局からお願いいたします。

○**中島官房付** 先ほど座長からもお話がございましたが、これまでの職務経験要件に関する議論につきましては、ここで一旦一区切りをつけまして、次回からは外国法事務弁護士と日本の弁護士がともに社員となる法人、いわゆるB法人につきまして議論を行うことを予定しております。ただ、職務経験要件につきましても、B法人の議論が一通り一段落したところで、また皆様の御意見を整理する機会を設けさせていただくことになろうかと思えます。

次回の日程についてでございますが、8月は検討会を開催しないことといたしまして、次回の検討会は9月上旬ころに開催するということで、追って事務的に日程調整をさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○**松下座長** ありがとうございました。

—了—